

## 3 特殊健康診断

### 1 概要

特殊健康診断は、特定の有害業務に従事する労働者を対象に、労働安全衛生法及びじん肺法に基づき実施が義務づけられている検査項目を基本とし実施している。

### 2 判定方法

健診判定区分は「所見あり」「所見なし」の2区分とする。「所見あり」には既往歴あり、自他覚症状あり、検査所見が含まれる。最終判定は、産業医により作業環境等を含めた総合的な判断をする。

### 3 実施状況

今年度は、12,268人の特殊健康診断を実施した。

表1 実施状況

内 容		区分	受診団体数	受診人数	判定区分	
					所見なし	所見あり
法定項目	じん肺		42	557	500	57
	有機溶剤		92	3,962	3,548	414
	鉛		20	721	697	24
	石綿		8	22	18	4
	電離放射線		31	1,283	917	366
	特定化学物質		37	1,209	1081	128
行政指導項目	VDT		34	1,467	796	671
	騒音		45	※1,313	840	470
	有害光線		24	707	575	132
	引き金取扱従事者		13	212	26	186
	レーザー光線		4	76	67	9
	振動		13	169	29	140
	その他		25	570	546	24
総 数			182	12,268	9,640	2,625

※受診人数に判定なし3名を含む

#### 特定化学物質障害予防規則等改正について

特定化学物質障害予防規則等が一部改正され、平成26年11月1日より施行・適用された。  
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）およびクロロホルムほか9物質（※）に係る労働者の健康障害防止対策を強化すること等を目的として、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第288号）が平成26年8月20日に、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第101号）が平成26年8月25日に公布された。  
※有機溶剤から特定化学物質に移行された10項目……クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサソラン・1,2-ジクロロエタン・ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン